議案第34号

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 德

(提案理由)

飯塚平安第二公園及び西新小岩五丁目公園を新設するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

葛飾区立公園条例(昭和33年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第1に次のように加える。

飯塚平安第二公園	"	南水元二丁目7番14号
西新小岩五丁目公園	"	西新小岩五丁目2番4号
]]	西新小岩五丁目7番7号

別表第3金額の欄を次のように改める。

金額
1,377円
816円
122円
306円
612円
102円
122円
306円
612円
1,020円

1,020円			
408円			
1,020円			
地下露出部分	721円		
地下部分	306円		
510円			
823円			
8, 160円			
1,445円			
12,750円			
34円			
34円			

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年3月31日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、同年 4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に 許可を受けた占用及び施行日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が施行日以後にわ たるものの施行日以後の期間に係る占用について適用する。